

「子どもの権利」を反映した条文へ変化！@自治基本条例（仮）骨子案



実現しました！

全ての子どもたちは心身ともに健康に、自分らしく、社会の一員として守られ、意見を表明しながら成長する権利を持っています。

私たちは子どもの最善の利益を考慮する必要があります。

(参考：国連 子どもの権利条約)

それまで条文案には「子ども」という言葉自体ひとことも出てきませんでした。

子どもの権利を条文に入れ込むことについて指摘した際、骨子案素案を作る懇談会メンバーからは「議論の中で飛んでいるかもしれない。子どもの権利を明確にすべきという意見には賛成だ」とご賛同をいただき、加筆修正が実現しました。

武蔵野市自治基本条例（仮）は全ての条例の解釈の基準となると言われる大切な条例です。

今後これを元につくられる条例素案にご注目ください。

同様に、第6期長期計画策定においても、子どもの権利への言及を求めています。

発達障がいの支援にペアレント・メンター制の導入を！

身近な支えを増やしていく！



小・中学校で発達障がいの可能性があるとされる生徒は **6.5%** (H24 文科省調べ)

本市の小学校で **338名**、
中学校で **54名**
(H26/27 東京都教育委員会調べ)

地域療育相談室ハビットの相談件数は年間 **777名** (H29実績)

ペアレントメンターとは、自らも発達障がいのあるお子さんを子育てし、かつ相談支援に関して一定のトレーニングを受けた親御さんを示します。

「育ちの見通しが立ちにくい」と感じるなかで、先輩保護者の声は悩む保護者の支えになるのではないかと思います。

H30.12 笹岡ゆうこ 一般質問

(市長答弁)

親同士が悩みや不安を共感し合ったり、先輩の保護者からアドバイスを聞いたり、子育ての工夫や、地域の情報を得ることができたりと、ペアレントメンターの役割は大きいと認識しています。

今年度は2名の受講者を東京都発達障害者支援センターへ紹介しています。

出産などにおける「文書質問権」創設は次期に持ちこし・・・

出産などで一般質問ができない場合、代替として文書で質問ができ、公式な回答を求めることができる。
理由を付して議長に届け出る。(文書質問権 イメージ)



笹岡 ゆうこ 議員

議運でのやりとり (議事録参照)

権利を主張する前に、義務を。

親の死に目に会えなかった議員は
何人もいた、覚悟を持つべき。

未来に向けた
一つの制度として必要

これから入ってくる若い女性のために、どうしても作りたかった仕組みは、次期に持ち越しとなりました。武蔵野市議会でも20～30代の子育て中の女性議員はいま、私だけです。

「女性議員を増やそう！」と言っても、仕組みと受け入れ環境が整っていなければ厳しい上に、議会において、**当事者目線**での議論も足りていなかったのだと感じています。

平成29年から働きかけ、一度議会基本条例の第17条として検討されたものの、平成30年の話し合いでまだ課題も多いとして条文からは削除となりました。

市民の方の市議会傍聴時の託児サービスは実現しました！

がん対策をしよう！

H30 12月一般質問

- 2人に1人が、がんになる
- 子育て世代(18才未満の子ども有)で罹患する人は、毎年約6万5千人ずつ増えている
- 働く世代で罹患すると34%が退職を余儀なくされている
- 小児がん克服後のワクチン再摂取に対し、自治体助成を！

H27 国立がんセンター、H28 厚労省資料参照

乳がん検診など、若い世代の検診率UPと、がんや健康に対する意識の啓発をしていくべきだと考えます。小児がんを克服後のワクチン再摂取の助成は**全国で5%**しか取り組んでおらず、実施の必要性を感じます。

児童虐待防止に全力を！

H30 12月一般質問

児童福祉法が改正され、「自治体への送致」への対応が増えます

「送致」とは、面前DV(子どもの前でケンカをしたり暴力をふるったりする心理的虐待)など、身近な市町村での支援相談の方が適している事案について児童相談所から各市町村へ送られて来ることになりました。

これにより、子ども家庭支援センターでの虐待対応増と、夜間訪問増(保護者在宅時)が想定されています。

児童福祉司任用資格ほか、専門性のある職員の確保と育成により、本市における**相談支援体制の強化が必要だ**と訴えました。